

人閣議 第二二九号

起案

平成 九年 一〇月 二三日

決定	平成 九年 一〇月 二四日
上奏	平成 九年 一〇月 三三日
裁可	平成 九年 一〇月 三一日

施行	平成 九年 一〇月 三一日
平成 年 月 日	

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官



内閣参事官



下稲葉 國務大臣

島村 國務大臣

瓦 國務大臣

亀井 國務大臣

小淵 國務大臣

堀内 國務大臣

上杉 國務大臣

久間 國務大臣

三塚 國務大臣

藤井 國務大臣

小里 國務大臣

鈴木 國務大臣

町村 國務大臣

自見 國務大臣

尾身 國務大臣

谷垣 國務大臣

小泉 國務大臣

伊吹 國務大臣

大木 國務大臣

村岡 國務大臣

最高裁判所長官三好 達は裁判所法第五十条の規定により十月三十日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事山口 繁を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議

決定の上上奏致したい。

内閣

人事記録済
挿札記入済

最高裁判所長官に任命する

最高裁判所判事

山口

繁

内閣

2丁		裁 判 所											
年	号	月	日	事	項	庁	名						
昭和三五	三七八	四	一〇	大分簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三七	三七八	四	一〇	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	函館簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	函館地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	兼ねて函館家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	札幌高等裁判所判事の職務代行を命ずる	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	札幌高等裁判所函館支部勤務を命ずる	最高裁判所	山口	繁						
昭和三九	三九四	四	一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	最高裁判所	山口	繁						

5 丁					裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名							
昭	五	一	九	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所	山	口							
五	二	一	四	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所	繁								
五	三	一	五	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	内閣									
五	四	一	六	判事に任命する	最高裁判所									
五	五	一	九	東京地方裁判所判事に補する	内閣									
				部の事務を総括するものに指名する										
				部の事務を総括するものに指名する										
				部の事務を総括するものに指名する										
				部の事務を総括するものに指名する										
				〔昭和五十二年九月二十一日 出発〕										
				〔昭和五十二年十月二十二日 帰着〕										
				予定で欧米各国へ出張を命ずる										
				欧米各国における司法事情視察のため約三十日間の										
				東京高等裁判所事務局長を命ずる										
				東京高等裁判所判事に補する										

7丁				裁 判 所											
平成			〃					〃	〃	昭		年			
元							六	〃	〃	和		号			
							三			六					
							二			二					
			五				四		〃	四		月			
									〃						
			三〇				一		〃	六	五	日			
東京高等裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会少年法部会委員を免ずる	法制審議会強制執行制度部会委員を免ずる	甲府家庭裁判所長を命ずる	兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する	甲府地方裁判所長を命ずる	甲府地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会幹事に任命する	事	項
	〃			〃				最高裁判所		内		庁	法務省	名	山口 繁
										閣					

8丁				裁 判 所									
				九	六			三	二			部の事務を総括するものに指名する	年
				三	三			六	一				号
				一〇	三			四	一				月
				最高裁判所判事に任命する	福岡高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	司法研修所長に補する	司法研修所教官に充てる	部の事務を総括するものの指名を解く	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する		日
				内閣	最高裁判所	内閣	〃		〃	最高裁判所	最高裁判所	事	項
												庁	名

山口 繁